

平成17年度委員会スケジュール(案)ほか

自主撤去について

1 自主撤去とは

この排出事業者らの責任追及の過程において、企業側の対応として自主撤去を申し出るものがでてきた。

自主撤去そのものは廃棄物処理法に規定されているものではないが、排出事業者らが社会的責任を果たそうとして、自ら申し出てきたものである。

検討の結果、市としては、撤去量や撤去される廃棄物が適正に処理されること等を確認し、妥当性がある申し出については、これを認めることとした。この場合、彼らが搬入した廃棄物に準ずるものとして、16年5月28日に発出した措置命令の対象廃棄物（当初約14,300m³）を撤去させることとした。

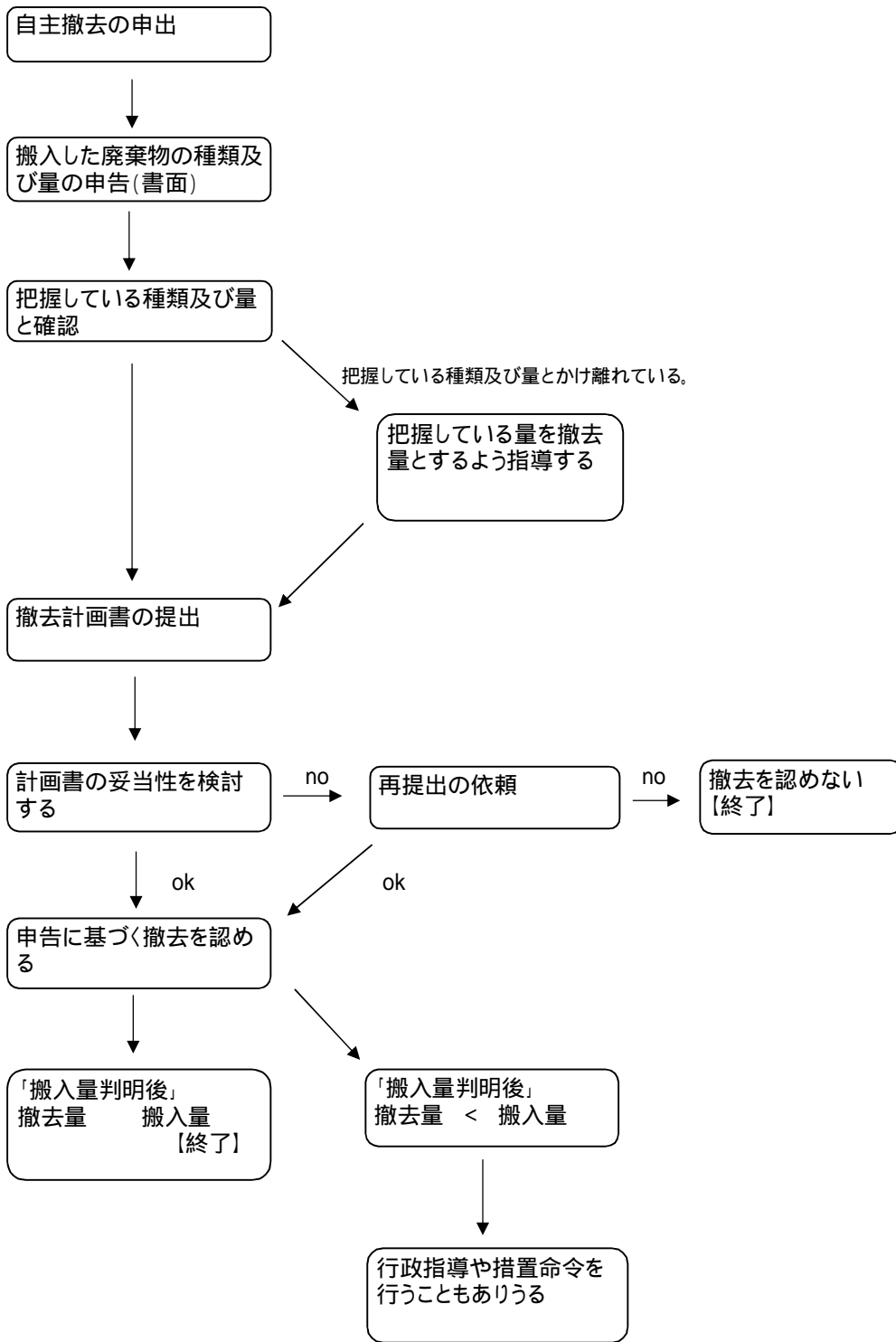
2 自主撤去の現況

自主撤去を申し出た業者は、2月14日までに県内14、県外20の計34社であり、撤去申出量の合計は約30,000m³である。

昨年12月27日に第1回の自主撤去が行われて以来、2月12日までに県外5社、県内9社の計14社が自主撤去に着手または完了し、累計2,227m³が自主撤去された。

（参考）自主撤去を認めるに当たって、次のような条件を付している。

- 1 撤去及びその後の処理に当たっては、廃棄物処理法及びその他の関係法令を遵守すること
- 2 自主撤去を認めた産業廃棄物量よりも、事業者が排出して(株)善商に搬入された量が多いことが判明した場合は、改めて撤去等を求めることがあること
- 3 自主撤去を認めることは、必ずしも事業者の行為に関する廃棄物処理法上の責任を免ずるものではなく、後日、過去の搬入行為について違法性が確認された場合は、行政処分等を行うこともあり得ること



平成17年度委員会スケジュール(案)

年月	委員会	検討事項等	技術部会	検討事項等	再生ビジョン部会	検討事項等
H17 4.						
5.			第5回	・詳細調査結果について ・恒久対策(案)について	第6回	・再発防止の仕組みについて ・再生ビジョンについて
6.	第5回	・詳細調査結果について ・再発防止の仕組みについて ・恒久対策(案)について				
7.			第6回	・恒久対策(案)について	第7回	・再生ビジョンについて
8.	第6回	・恒久対策(案)について	第7回	・恒久対策(案)について	第8回	・恒久対策案について
9.						
10.	第7回	・委員会中間報告原案について	第8回	・部会のまとめ	第9回	・再生ビジョンについて
11.	第8回	委員会中間報告				
12.						
H18 1.						
2.	第9回	・最終報告案について				
3.	第10回	委員会最終報告				
4.						
5.						